

# 令和4年度 学校訪問指導 実施要項

1	目的	p. 1
2	種類	
3	助言・指導等をする事項	
4	令和4年度学校訪問指導スローガン	
5	令和4年度学校訪問指導の具体的取組	
6	実施上の留意事項	p. 2
	(1) 学校運営・教育課程	
	① 派遣指導主事による学校訪問指導	
	(2) 授業力等育成	
	② 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導	
	③ 初任者研修に係る学校訪問指導	p. 3
	④ フォローアップ研修に係る学校訪問指導	
	⑤ 教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導	
	⑥ 講師を対象とした学校訪問指導	p. 4
	⑦ 研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導	
	⑧ 授業力育成に係る学校訪問指導	
	(3) 生徒指導	
	⑨ 生徒指導に係る学校訪問指導	
	(4) 特別支援教育	
	⑩ 特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導	p. 5
	⑪ 特別支援学級、通級指導教室に係る学校訪問指導	
	⑫ 「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導	p. 6
	⑬ 特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援	
	(5) 相談型支援	
	⑭ 相談型学校訪問支援	
7	今後の手続きについて	p. 7
8	学校訪問指導当日までの流れ	
9	年度中途における学校訪問指導（講師派遣）の申請について	
10	問い合わせ先	

出雲教育事務所

## 1 目的

学習指導要領、しまね教育魅力化ビジョン、しまね特別支援教育魅力化ビジョン、しまねの学力育成推進プラン、各市町村教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営、教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

## 2 種類

- (1) 学校運営、教育課程の管理等に係る学校訪問指導  
主として、学校の実態や要望を把握し、その実態や要望に応じた助言・指導等を行う。
- (2) 学習指導等に係る学校訪問指導  
主として、学校等の申請に基づき教科等における指導力の向上、生徒指導、特別支援教育、人権教育、キャリア教育、情報教育、健康教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育、幼児期の教育・保育及び指定事業等に係る助言・指導等を行う。

## 3 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善、評価等に関すること。
- (2) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価、教育研究の立案・実施・評価に関すること。
- (3) 島根県教育委員会の指導方針等の周知に関すること。
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること。
- (5) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の交換に関すること。
- (6) その他、義務教育全般の充実・発展に関すること。

## 4 令和4年度学校訪問指導スローガン

### 『学校教育の魅力化を推進する学校訪問指導の充実』

- |               |  |
|---------------|--|
| <b>授業力育成</b>  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 「各教科等の指導の重点」等を柱とした授業づくりの支援</li><li>● キャリアステージに応じた授業力育成と人材育成への支援</li></ul>      |
| <b>生徒指導</b>   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 「生徒指導充実のための3つの視点」を生かした授業づくり支援</li><li>● 「次へのヒントが見つかるケース会議」の周知と取組への支援</li></ul> |
| <b>特別支援教育</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくり・配慮の支援</li><li>● 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上</li></ul>            |

## 5 令和4年度学校訪問指導の具体的取組

- (1) 授業力育成に係る学校訪問指導
  - 「各教科等の指導の重点」に挙げられたポイントに沿った助言・指導を行う。
  - 「授業チェックリスト」を活用した授業づくりと、授業と家庭学習が繋がる取組の周知を図る。
- (2) 初任者研修及び相談型学校訪問  
研修対象者への計画的な継続指導や助言を実施するとともに、ニーズに応じて各機関と連携した人材育成に関する支援を行う。
- (3) 生徒指導に係る学校訪問指導
  - 管内すべての中学校に計画的な訪問指導を行い、生徒指導の充実を図る。
  - 希望する小学校に対して、学校や学級担任等のニーズに応じた支援を行う。
- (4) 特別支援教育に係る学校訪問指導
  - 通常の学級、通級指導教室、特別支援学級での授業力の向上をめざした助言・指導を行う。
  - 個に応じた配慮や理解教育等の相談や研修を実施する。
  - 校内の支援体制の充実への助言・指導を行う。

## 6 実施上の留意事項

### (1) 学校運営・教育課程

#### ① 派遣指導主事による学校訪問指導

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時 期	訪問回数等	希望調査書様式
◆学校運営に関すること ◆教育課程の管理に関すること ◆学習指導に関すること ◆生徒指導に関すること ◆特別支援教育に関すること	全ての学校			
各市町教育委員会の計画に基づき、派遣指導主事が中心となって連絡、調整等を行い実施する。				

### (2) 授業力等育成

#### ② 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の職務に係る学校訪問指導

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時 期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>養護教諭(養護助教諭)、栄養教諭(学校栄養士)</b>				
内容例 ◆実務等に係る相談 ・授業公開及び研究協議も可 (参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所、保健体育課(健康づくり推進室)、教育センターが連携・相談して決定する。 ※学校栄養士に係る訪問依頼は、直接保健体育課に申請する。	様式2
<b>学校事務職員</b>				
◆実務等に係る相談	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所、教育センターが連携・相談して決定する。	様式2

**(2)授業力等育成****③初任者研修に係る学校訪問指導（教諭対象）**

内容（◆は必須の内容です。）	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>状況把握に係る学校訪問【1学期】</b>				
◆管理職及び指導教員との面談 （15分） ◆初任者との面談（一人20分程度）	<u>初任者研修対象者の配置 がある全ての学校</u>	5月～7月	1回 学校と教育事務所が相 談して決定する。 ※対象者が複数名配置 されている学校は、同 日に実施する。 ※一般研修にあわせて 実施する。	様式1
<b>授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導【2・3学期】</b>				
◆授業公開 ◆研究協議( <u>全教員参加</u> ) ◆管理職及び指導教員との面談 ◆帳簿点検 ◆初任者との面談	<u>初任者研修対象者の配置 がある全ての学校</u>	9月～2月	1回 学校と教育事務所が相 談して決定する。	様式1
<b>授業づくり支援</b>				
◆授業構想、指導案作成に係る相談 ・日々の授業づくり、課題研究推進 に係る相談も可 ・継続的な支援も可 ※メール、電話での相談対応可	初任者研修対象者の配置 がある学校で希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所が相 談して決定する。	電話による 申込み  30-5682

**(2)授業力等育成****④フォローアップ研修に係る学校訪問指導（教諭対象）****⑤教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修に係る学校訪問指導（教諭対象）****⑥講師を対象とした学校訪問指導**

内容（◆は必須の内容です。）	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導</b>				
◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研 究推進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所が相 談して決定する。	様式2

**(2)授業力等育成****⑦研究推進・教科等指導に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時 期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導</b>				
◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、研究推進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	希望する学校	4月～3月	学校と教育事務所が相談して決定する。	様式3
<b>研究推進支援</b>				
◆校内研修(教科部会等)における助言・指導 ◆市教研等における助言・指導	希望する学校、団体	4月～3月	学校、団体と教育事務所が相談して決定する。	様式3 団体は電話による相談を踏まえて様式7を提出 30-5682

**(2)授業力等育成****⑧授業力育成に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時 期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>授業参観及び協議を伴う学校訪問指導【1学期】</b>				
◆全学級授業参観(1時間) ※指導案は不要、授業概要説明資料を作成する。(様式あり) ◆管理職及び研究主任(学力育成担当)との協議(1時間) ※訪問1週間前に、校内研究の推進に関わる資料を教育事務所へ送付する。	③～⑦の学校訪問指導において、授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導を <u>一度も実施しない学校</u>	5月～7月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式3

**(3)生徒指導****⑨生徒指導に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時 期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>全ての中学校を対象とした学校訪問指導</b>				
◆全学級授業参観(1時間) ※指導案は不要 ◆管理職及び生徒指導主事等との協議(1時間)	<u>全ての中学校</u>	5月～10月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式4
<b>希望する小学校を対象とした学校訪問指導</b>				
◆授業参観(1時間) ※指導案は不要 ◆管理職及び生徒指導主任等との協議(1時間)	希望する小学校	5月～2月	学校と教育事務所が相談して決定する。	電話による申込み 30-5725

**(4)特別支援教育****⑩特別支援学級、通級指導教室新任担当教員に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>新任担当教員との面談【4～6月】</b>				
◆授業参観(15分～50分) ◆新任担当教員との面談(40分程度)	<u>新任担当教員の配置がある</u> <u>全ての学校</u>	4月～6月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5
<b>授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導【7～2月】</b>				
◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	<u>新任担当教員の配置がある</u> <u>全ての学校</u>	7月～2月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5
<b>次年度の教育課程に係る相談【1～3月】</b>				
◆学習指導、学級経営、次年度の教育課程等についての相談 (1時間程度)	新任担当教員の配置がある学校で希望する学校 ※「授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導」を、1・2月に実施することで兼ねることもできる。	1月～3月	1回 学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5

**(4)特別支援教育****⑪特別支援学級、通級指導教室に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導</b>				
◆授業公開 ◆研究協議(参加者は学校で決定する。) ・授業構想、指導案作成、課題研究推進に係る相談も可 ※メール、電話での相談対応可	希望する学校	5月～2月	学校と教育事務所が相談して決定する。	様式5

**(4)特別支援教育****⑫「にこにこサポート事業」に係る学校訪問指導**

内容(◆は必須の内容です。)	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
<b>1 「にこにこサポート事業（小学校通常の学級）」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導</b>				
◆非常勤講師の授業参観(10分程度) ◆管理職及び特別支援教育コーディネーターとの協議(40分程度) ・非常勤講師との面談も可 (15分程度)	<u>非常勤講師の配置がある</u> <u>全ての学校</u>	5月～10月	1回 ・配置校には要項と訪問日案を別途示し、相談のうえ日時を決定する。 ・⑫-1及び⑫-2のどちらも対象となる小学校はこれらを同日に実施する。	
<b>2 「にこにこサポート事業（特別支援学級）」非常勤講師配置校を対象とした学校訪問指導</b>				
◆非常勤講師の授業参観(10分程度) ◆管理職及び配置学級担任との協議(1学級あたり40分程度) ・非常勤講師との面談も可 (一人15分程度)	<u>非常勤講師の配置がある</u> <u>全ての学校</u>	5月～10月	1回 ・配置校には要項と訪問日案を別途示し、相談のうえ日時を決定する。 ・⑫-1及び⑫-2のどちらも対象となる小学校はこれらを同日に実施する。	

**(4)特別支援教育****⑬特別支援教育支援専任教員による学校訪問支援**

相 談 例	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
・教育課程の編成 ・校内支援体制整備 ・関係機関との連携 ※電話での相談対応可	希望する学校	4月～3月	学校と教育事務所が相談して決定する。	電話による 申込み 30-5519

**(5)相談型支援****⑭相談型学校訪問支援**

相 談 例	対 象	時期	訪問回数等	希望調査書様式
・児童生徒支援に係る相談 特別支援教育及び生徒指導の視点からの支援 ・配慮を要する児童生徒の実態を踏まえた授業づくり支援に係る相談 学力育成、特別支援教育、生徒指導の視点からの支援 ・複数教科の授業づくりに係る相談 複数の学力育成担当との連携による支援 ・幼小連携・接続に係る相談 幼児教育アドバイザーとの連携による支援 ・地域に関わる学習、キャリア教育等の授業づくりに係る相談 社会教育主事との連携による支援 ・教職員の人材育成に係る相談 派遣指導主事等との連携による支援	希望する学校	4月～3月	学校と教育事務所、教育センター、市町教育委員会等が連携・相談して決定する。 ※学校訪問指導において、複数の指導主事、社会教育主事が訪問することができる。	電話による 申込み 30-5682

## 7 今後の手続きについて（令和4年度 学校訪問指導 希望調査書 参照）

- 「令和4年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」及び「希望調査書 様式1～5」に必要事項を記入して提出する。  
 ※様式1～3については、該当・希望する学校訪問指導の様式のみを提出する。  
 ※様式4は全ての中学校、様式5は全ての学校が提出する。
- 「令和4年度 主任・学級担任等氏名表」に必要事項を入力して提出する。



- ＜提出先＞ 出雲教育事務所
- ＜提出方法＞ ○「令和4年度 学校訪問指導希望調査書 FAX送信票」  
 ○「希望調査書 様式1～3」のうち該当・希望するもの  
 ○「希望調査書 様式4（全ての中学校）・様式5（全ての学校）」  
     ➔ **FAXで送信（添書不要）** FAX 0853-30-5686  
 ○「主任、学級担任等氏名表」  
     ➔ **電子メールで送信** E-mail izumokyoiku@pref.shimane.lg.jp  
     手書きの場合はPDFにして電子メールで送信
- ＜提出期限＞ **令和4年4月14日（木）**

- 教育事務所で訪問期日、訪問者を決定し、「令和4年度 学校訪問指導実施計画表」を電子メールで各学校に送信する。（5月上旬に送信予定）

## 8 学校訪問指導当日までの流れ

- 「授業公開及び研究協議を伴う学校訪問指導」を実施する場合には、訪問日の2週間前に教育事務所から学校に電話連絡をして、日程及び研究・授業構想、学習指導案作成の相談等について確認する。その後、詳細な日程及び学習指導案、学校又は教職員の研究内容がわかる資料を、紙媒体で訪問日の1週間前までに教育事務所へ送付する。
- 指導案作成や課題研究の相談を希望する場合は、早めに教育事務所に電話連絡する。

## 9 年度中途における学校訪問指導（講師派遣）の申請について

- 年度中途に学校訪問指導（講師派遣）の必要が生じた場合には、事前に教育事務所へ電話連絡する。
- 期日や内容等を確認したうえで、学校訪問指導（講師派遣）が可能である場合には、出雲教育事務所長あてに【様式6 学校からの学校訪問指導中途派遣申請書】又は【様式7 市町教育委員会等からの講師派遣申請書】を訪問日の2週間前までに提出する。

## 10 問い合わせ先

内 容	学校訪問指導の番号	電話番号
学校訪問指導全般、授業力等育成に係る学校訪問	①～⑧・⑭	0853-30-5682
生徒指導に係る学校訪問	⑨	( 〃 )5725
特別支援教育に係る学校訪問	⑩～⑫	( 〃 )5726
特別支援教育支援専任教員による学校訪問	⑬	( 〃 )5519